

## 第 3 回試行試験の作問及び第 4 回試行試験の実施スケジュールについての 検討結果

平成 28 年 6 月 23 日  
共通到達度確認試験の  
実施に関する検討チーム

第 1 回共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ（平成 28 年 5 月 26 日）において検討依頼があった、第 3 回試行試験における憲法・民法・刑法の学年別問題の作問の在り方及び、第 4 回試行試験の実施スケジュールに関する検討結果は以下のとおりである。

### 1 憲法・民法・刑法の作問について

- |  |
|--|
| <p>○ 学年別に問題を作成する場合、共通問題を主とし、一部（2～3割程度）を学年別問題とすることで対応可能である。</p> |
|--|

（考え方）

- ・ 各学年で共通の問題を使用する方が、学年ごとの到達度の差異を把握しやすく、また、2年次の学修によって修得が期待される能力は、短答式の試験で測定するには限界があると考えられる。しかしながら、現在、試験が試行段階にあることに鑑み、学年別問題を使用することの影響を把握することも考えられる。
- ・ 学年別問題を使用する場合、上記の観点から、共通問題を主とし、一部を学年別問題とすることが適当と考えられる。（問題数の配分の考えられる案は別紙参照）
- ・ また、作問体制との関係から、作問総数を大幅に増加させることは困難であることや、全科目を1日で実施する必要があることから、問題数については、第1回試行試験（憲法・刑法：30問、民法：45問）と同程度とすることが適当である。
- ・ なお、各学年で同一の問題を使用したとしても、学年ごとの到達度の差異を測定することは可能であると考えられる。

## 2 第4回試行試験の実施スケジュールについて

- 到達度を確認するという本試験の趣旨と、学生に準備期間を与えるという観点から、期末試験終了後、一定の期間をおいて実施することが望ましい。
- ただし、進級判定を早い段階で行っている法科大学院について配慮が必要である。

### (考え方)

- ・ 共通到達度確認試験は、各学年終了時点での到達度を測定するものであり、当該年度の授業が期末試験を含めて全て終了した後に実施しなければ、教育効果を正確に測定することはできず、試験の価値が損なわれてしまう。
- ・ また、本試験を進級判定に利用する場合、学生に対して一定の準備期間を与える必要も認められる。
- ・ 一方、進級判定を早期に行う法科大学院も存在しており、そのような法科大学院については、進級判定の時期や取扱いをどのようにすべきかを検討する必要がある。
- ・ 進級判定の時期や、学事日程は法科大学院によって大きく異なっており、具体的な実施日程については引き続き調整が必要である。

(別紙)

学年別問題と共通問題の内訳について考えられる例

**【憲法・刑法】**

	共通問題	学年別問題
正誤式問題	15問	5問
多肢選択式問題	5問	5問

**【民法】**

	共通問題	学年別問題
正誤式問題	25問	5問
多肢選択式問題	10問	5問

## 共通到達度確認試験の実施に関する検討チームの開催について

平成28年6月1日  
高等教育局長決定

### 1. 趣旨

「法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）」等を踏まえ、共通到達度確認試験試行試験（以下、「試行試験」という。）の実施に向け、実施方針や作問体制に関する検討を行うため、「共通到達度確認試験の実施に関する検討チーム（以下、「検討チーム」という。）」を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 試行試験の実施方針について
- (2) 試行試験の作問体制について
- (3) その他必要事項

### 3. 実施方法

- (1) 検討チームの構成は別紙のとおりとする。
- (2) 必要に応じ、別紙の構成員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

### 4. 実施期間

検討チームの実施期間は、決定の日から平成30年3月31日までとする。

### 5. その他

- (1) 検討チームに関する庶務は、高等教育局専門教育課専門職大学院室において処理する。
- (2) その他の運営に関する事項は、必要に応じ検討チームに諮って定める。

別紙

平成 28 年 6 月 1 日  
(50 音順)

上  寫  一  高	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻長
小  木  曾      綾	中央大学大学院法務研究科長
甲  斐  克  則	早稲田大学大学院法務研究科長
片  山  直  也	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）委員長・教授
川  出  敏  裕	東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻長
木  村  光  江	首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授
宍  戸  常  寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
滝  沢  昌  彦	一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）長
山  本  敬  三	京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

(計 9 名)